

福島市除雪力向上支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 市は、市道の除排雪業務の技術力向上を図ることにより、冬期間における道路交通の安全を確保するため、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者) (補助の対象者)

第2条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす事業者(以下「補助事業者」という。)とする。

- (1) 市の委託を受けて市道等において除雪作業を実施する事業者であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助事業者が車両系建設機械運転技能講習を受講する従業員を支援する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、車両系建設機械運転技能講習の受講費及びテキスト代とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

(補助金の補助率及び限度額)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、受講者1人につき1万円を限度とする。ただし、補助金に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる事業期間は、当該年度の4月1日から1月31日までとし、期間内に必要な講習をすべて修了しているものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、当該年度の2月末日までとする。

2 規則第4条第1項第3号に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象経費の額が分かる書類の写し
- (2) 受講者の運転免許証の写し

(3) 受講者が補助事業者に属することを証する書類の写し

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金等の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 経費の配分の変更のうち、補助金額に変更がなく、事業種目相互間においていずれか低い額の20%以内の変更をすること。

(2) その他事業計画の細部を変更する場合。

2 規則第6条第1項第5号の市長が認める条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業者等は、補助金等の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。

(2) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(実績報告)

第9条 規則第14条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 車両系建設機械運転技能講習修了証の写し

(2) 補助対象経費を証する領収書の写し

(3) 補助事業者が補助対象経費を支出したことを証する書類の写し

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条第1項ただし書きは適用しない。

(会計帳簿の整理等)

第11条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金等から適用する。